

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人高知西南福祉協会

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知西南福祉協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めたものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、主たる事務所に月11日以上、法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいい、次号に規定する費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（日当、宿泊費含む）をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 評議員並びに常勤役員及び非常勤役員には、その職務の対価として、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

- 2 常勤役員の報酬の支給時期は、職員の給与支給の例による。
- 3 評議員及び非常勤役員の報酬の時期は、職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月15日までに支給する。
- 4 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(常務理事兼事務局長の給与等)

第4条 事務局長を兼務する常勤役員（以下「常務理事」という。）には、別表第2に定める給料を支給する。ただし、施設長で常務理事を兼ねる場合は、勤務内容は職員就業規則を適用する。

- 2、前項の支給方法、支給の基準等は、職員の給与支給の例による

(費用弁償)

第5条 役員等（常勤役員を除く）が評議員会、理事会又は監事監査若しくは理事長の要請により、市内外で開催されるその他の会議等に出席した場合は、別表3に定める額を費用弁償として支給する。ただし、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないものとする。

- 2 費用弁償の支給時期及びその方法は、報酬の例による。
- 3 役員等が、法人の職務のため旅行した場合は、別紙3に定める費用弁償に関する支出表に定める。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

別表1 報酬

区分	役職	単位	報酬の額	備考
評議員	評議員	日額	5,000円	評議員会出席につき
常勤役員	理事長	月額	105,800円	月11日以上勤務、就任が月の途中で当該月の執務日数が11日未満場合、当該月の報酬は日割り計算とする。 (計算式 月額/11×執務日数)
非常勤役員	副理事長	年額	78,000円	新規就任7ヶ月以上在任期間を充たす場合 当該年度12月支給。非の場合 年度末3月
	理事	日額	5,000円	理事会及び評議員会出席につき
	監事	日額	5,000円	理事会、評議員会及び監事監査出席につき

別表2 給料

区分	単位	給料の額	備考
常務理事兼事務局長	月額	85,800円	1月当たり11日以上勤務。ただし、施設長が本職を兼務の場合、職員給与規程の例による

別表3 費用弁償（旅費、交通費）に関する支出表

項目	支給額		
交通費	バス、車賃(特定車両含む)、 自動車料金の実費	*市内 バス路線ない場合 車賃@220円	
旅費日当 (日帰り)	法人の指示による旅行 命令による	市内(8時間以上又は行程50km以上)	1,000円
		四万十市、大月町、三原村	1,000円
		南予(愛南町)	1,000円
		土佐清水市、黒潮町、四万十町	2,000円
		南予(宇和島市内)	2,000円
旅費宿泊料 及び日当	法人の用務で宿泊の場合 宿泊費 県内 8,000円 県外 10,000円	片道100km以上	5,000円
		県内	2,000円
		県外	3,000円